平成２２年（フ）第１０９０号
愛知県愛知郡東郷町北山台４丁目３番地24
破産者　有限会社柳建設
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６号
奈良県桜井市大字初瀬4588番地
破産者　藤一建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７５０号
盛岡市大通３丁目10―40　工藤第７ビル
破産者　特定非営利活動法人いわてＮＰＯセンター
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３２号
東京都国分寺市東恋ヶ窪２丁目９番地20
破産者　丸山　博司
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１５号
東京都府中市新町３丁目25番地の４
破産者　大森　架門
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９号
東京都稲城市平尾２丁目16番地の４アクティブ平尾205
破産者　昆金　健夫
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３４号
岐阜市茜部辰新１丁目22番地
破産者　株式会社東洋防水
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
岐阜県多治見市滝呂町16丁目２番地の61
破産者　有限会社林産業
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成１９年（フ）第３００号
滋賀県甲賀市水口町三大寺1277番地
破産者　有限会社シガチキンファーム
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２５０号
山梨県甲府市国母７丁目４番36号クレール・クー　106号
破産者　門倉　雅彦
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
滋賀県米原市上板並325番地
破産者　小杉　長男
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１２４号
富山市新庄町３丁目７番13号、開始決定時の住所富山市茶屋町106番地７
破産者　アンサーこと　赤尾　信明
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９１１号
静岡県島田市湯日2787番地
破産者　坂本　良雄
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４１号
愛知県北名古屋市宇福寺天神239番地　曽根アパート103号
破産者　鈴屋うどんこと　犬飼　　勉
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４号
名古屋市名東区本郷３丁目33番地の１　ダイアパレス本郷106号
破産者　兵藤　和代
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７７８号
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子261番地
破産者　峠舘　誠一
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３号
宮城県柴田郡柴田町北船岡１丁目20番21―１号
破産者　武藤　智子（旧姓三好）
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３８６号
東京都町田市相原町1158番地25、開始決定時の住所神奈川県相模原市上溝2162番地18
破産者　中本　政行
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部